

意思疎通の現状と課題について

安田委員

障がいのある方々の自立と社会参加を考えるにあたって、関わる人々や地域社会が、その人のコミュニケーション特性を理解し、意思疎通を円滑に進めていけるように環境を整えていくことは、権利保障や人権にかかる重要なものととらえております。しかし、現状は、点字や手話、視覚的なサイン、視線や目の開閉、携帯端末の活用等、ご本人の障害や疾患などの特性により、様々な手段があることは知られていないのが現状です。

今回の批准された障害者権利条約をはじめ、関連する国内法（障害者基本法や障害者差別解消法等）の趣旨を生かしていくためにも、より一層、このことに関する理解啓発や学習機会の保障、並びに、あらゆる場における情報コミュニケーション保障を地方公共団体が先頭に立って進めていくべきものと考えています。

特に、ろう者にとっては、自分たちの母語である「(日本)手話」が、初めて「言語」として認められたことは画期的なことであり、ろう者と共に「手話を学ぶ」だけでなく、「手話から学ぶ」「手話を通して学ぶ」ことを合言葉にしてきた私たちにとっても、大きな喜びです。

しかし、これは、ろう者やそのご家族、あるいは、ろう者と共に歩んできた関係者にとってだけでなく、すべての人にとっても、意味あることであることなのか知っていただく必要があります。ろう者のおかれてきた社会的な立場、「手話」が言語として認められず、様々な社会的障壁にぶつかってきたろう者の歴史などを、多くの人に知っていただくとともに、ろう者の母語である魅力的な「(日本)手話」へ興味関心を持っていただく中で、「言語」としての手話をより多くの方に覚えていただいたり、使っていただいたりすることが望まれます。

そうした基盤形成の中で、従来進められてきた手話通訳者の養成や公的機関への配置等がより一層進み、誰にも安心できる共生社会が作られていくことを期待しています。